

大正四年六月二十二日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷八十二第

行發日一月五年四和昭

論叢

價格の勢力説 文學博士 高田 保馬

地方税に於ける累進課税 法學博士 神戶 正雄

マルサスの恐慌論 經濟學士 谷口 吉彦

說苑

交通事業に於ける競争 經濟學博士 小島昌太郎

重農學派の自然法觀 法學士 山口正太郎

英蘭銀行の成立及び發展過程に就いて 經濟學士 一谷藤一郎

雜錄

ギリシヤの新發券銀行に就いて 經濟學士 松岡 孝兒

目的税と考慮税 經濟學士 中川與之助

ドイツの新らしき經濟政策論 經濟學士 藤田 敬三

國民所得に就いて 經濟學博士 沙見 三郎

法令

赫價安定融資補償法・資源調査法・製鹽地整理ニ關スル法律

(禁轉載)

雜 錄

ギリシヤの新發券銀行に

就いて

松岡 孝 兒

ギリシヤは歐洲各國が世界大戰に参加する前より即ち一九一二年以來、長く戰爭に依つて苦められてゐたが、その財政經濟上に於て歐洲諸國に於てが如く貨幣問題を惹き起したのは實に一九一九年八月後に於てである。それまでは内政上の困難と長期に渉る戰爭との影響にも拘らず、ギリシヤの貨幣單位ドラクム (Drachme) はその平價を維持し、就中一九一五年——一九一七年に於ては、磅及び弗に對して打歩まで生じた程であつた。此の事はある程度、一九一〇年三月の「N

1) MIB 法に依つて成功してゐるものといはれてゐる。

併し此の法律に於てたとひその貨幣は平價を維持してゐても、それはどこまでも一八七七年に於て認められたギリシヤ紙幣の強制通用の規定によるものである。従つて實際には一九二七年九月十五日のジュネエヴ議定書を基礎として新金貨幣價值が決定せられ、その新ドラクムの兌換を規定すると共にこれ迄の強制通用を廢止するに至つて、漸くギリシヤの貨幣問題は根本的に解決されたと云へる。即ち一九二八年五月、ギリシヤはそのドラクム貨を舊金價值の大凡十五分の一に切下げ、この新金平價を以て金本位²⁾を採用したのである。かくて従來一磅二五・三二ドラクムなりしものが、この結果一磅三七五ドラクムとなつた。

かくの如きギリシヤの貨幣問題を説明すると共に、ドラクムの下落を生ぜる原因、之が恢復の爲に同國が採つた手段、及その貨幣價值安定上に於る鞏固なる基礎は如何なるものであるかといふことに對する研究は

1) Cfr. Damiris, Le système monétaire grec et le change, Paris, 1920. 同氏によれば此の有名な法律はギリシヤ國立銀行に對して爲替と金を相場とを平價に於て賣るに於て買ふと共に紙幣を發行し、且つ之を引上げ流通を爲すに依り、銀行は此方法に依つて確實に爲替市場を規制し、同時に貨幣流通の弾力性を

吾々の最も注目すべきところであると思ふ。併し今はすべて此等の諸問題には觸れない。唯こゝでは從來ギリシヤの中央發券銀行であつたギリシヤ國立銀行に代つて新中央發券銀行となつたギリシヤ銀行を中心とし、その組織並びにその紙幣及信用統制問題に觸れて若干述べて見たいと思ふ。

二

一九二七年六月十四日國際聯盟財政委員會はギリシヤ國立銀行 (La Banque nationale de Grèce) の有する権限を改め、ギリシヤ發券銀行の機構をしてギリシヤの經濟事情に應ぜしめ、其の復興に資せしめんとした。

抑もギリシヤ國立銀行の取扱業務は、其信用業務の外に一般銀行業務をも取扱つてゐたのであつて、一九二六年不動産銀行の創設せらるゝに至るまでは、不動産抵當による長期貸付をも亦取扱つてゐたのである。

従つてギリシヤ國立銀行はその資金を固定せしめ、其

額は一九二〇年に於て二、三二四・百萬ドラクム及二二四・百萬フランであつたが、一九二七年には五、九二一・百萬ドラクム及一二三・百萬フランに達したのである。國際聯盟財政委員會はギリシヤの貨幣價值安定策を決定するに當つて、現行法を基礎としてギリシヤ國立銀行を改正し之によつて行ふべきであるか、又はこのギリシヤ國立銀行は専ら之を商業銀行として活動せしめ發券銀行は新に之を創設するを利とするかといふ點に就き久しくその研究を重ねた。その結果第二案が採用せられ、その内容はジュネヴ議定書によつて發表されたのである。この案に基き、ギリシヤ政府及ギリシヤ國立銀行間の協定並に一九二七年九月十五日大藏大臣 Calandaris 氏によつて調印されたジュネヴ議定書附錄第三及第四に依る規定成り、從來ギリシヤ國立銀行の有した發券上の特權は取消され、新にギリシヤ銀行 (La Banque de Grèce) なる名稱を有する一銀行が創設されたのである。この規定は一九二七年十月二十七日ギリシヤ政府及ギリシヤ國立銀行の代表者によ

與へてゐたの云へば金又は金爲替に兌換するものである。拙稿、經濟論叢、第二卷、第四號、七六頁参照。
 2) Cfr. E.-J. Tsouderos, La Banque de Grèce et la stabilisation de la drachme (Revue d'économie politique, N° 5, 42^e Année), Cafandaris.

つて調印せられ、遂に一九二七年十一月十日の法令によつて認められた。この新法令が即ち新ギリシヤ銀行の定款を規定してゐるものである。

新銀行は全ギリシヤに對して銀行券發行の完全なる特權を與へられると共に、商業に従事するは勿論、其の形式の如何を問はず商工業其他の企業に参加して直接利益に與ふことを禁止されてゐる。⁵⁾

同銀行は株式銀行であつてその總裁は株主總會之を選任しその任期は五年である。存続期間は一九七〇年十二月末日迄であるが法令によつて定められた株主總會の決議に基き更に之を延長することを得る。⁶⁾銀行券の發行に關する特權は原則として一九六〇年十二月末日迄に限られて居る。此期限後に於ても、法律に依つて該特權が停止されない限りは、依然として存続するものである。尙ほ此停止は法律に依つて定められたる後三ヶ年を経過した後でなければ、その效力を發生しない。尤も此特權はもし銀行が其銀行券の金價値を安定せしめ得ない時に於ては何時なりとも停止されるも

のである。⁷⁾従つて同銀行が先づ第一になすべき事は其紙幣の金價値を安定せしめる爲に必要な手段を採る事である。⁸⁾同銀行は其定款の範圍内に於てギリシヤの貨幣及信用に對して統制を行ひ、流通紙幣額に一覽拂要求額を加へたるものゝ百分の四十に相當する發券準備を保有しなければならぬ。⁹⁾

この發券準備には二つの方法が數へられる。第一は金貨及金地金であり、第二は銀行の所有する金外國爲替手形である。こゝに金外國爲替手形といふのは次の事を意味してゐる。その第一は外國中央銀行に於て銀行信用として有する殘高、第二は期間三ヶ月にして少くも支拂能力ある二人の署名ある外國爲替手形に依つて保證された爲替手形、第三は大藏省證券、及之に準すべき三ヶ月満期の其他外國政府證券これである。¹⁰⁾

政府は銀行の請求により其發行銀行券に對する百分の四十の準備義務を免除することができる。但しこの場合、銀行に對し政府は準備の減少に關して一・五パーセントより三パーセントに至る發行税を納付せしめ

Mantzavinos, Tsouderos, etc., Restauration financière de la Grèce (L'Europe nouvelle No. 525, 10^e Année).

- 4) 從來はドラクムはフランと同價値である。
5) Art. 56, des statuts de la Banque de Grèce.
6) Art. 1^{er} et Art. 29 des statuts.

るものである。この免除の期間は第一回に於て三十日を超過することを得ない。又其後更に延期される時は十五日を超過することを得ないものである。¹¹⁾尙ほ銀行理事會はこの請求を提出するに先立ち少くも割引率を年一パーセント引上ることを要するものである。¹²⁾

ギリシヤ銀行の發行する銀行券はギリシヤ全體に於て其辨償力を有する。即ち其銀行券は政府、會社、私人に依り名目價値を以て其債務辨済に充てられるものである。

ギリシヤ政府は發券銀行に認められた特權の存續する限り、十ドラクム以下の金額の補助貨幣を除く外は、如何なる種類の貨幣をも鑄造し又は改鑄せざることを認めてゐる。¹³⁾また政府が十ドラクム以下の貨幣を流通せしめるときは、ギリシヤ銀行は流通上より券面額二十ドラクム以下の銀行券を引上げ且つ之に對しては券面額二十ドラクム以上の銀行券を以て代へる。十及五ドラクムの發行貨幣額は最近の國勢調査人口に對し一人當り百ドラクムを超過することを得ない。其他の貨幣

の發行額は一人當り二十ドラクムを超過し得ない。¹⁴⁾十及五ドラクムの貨幣は二百ドラクムを超過しない限り、二及一ドラクムは五十ドラクムを超過しない限り、それ以下のものは十ドラクムを超過しない限り、夫と法貨である。此規定の例外は國庫に對して如何なる額にも制限されることなくて納付する權利を有するギリシヤ銀行に對してのみ認められてゐるに過ぎない。¹⁵⁾

三

一九二七年十一月二十五日のギリシヤ議會に依つて認められた法令の規定するところによれば、ギリシヤに於る貨幣單位の名稱は從來通りドラクム (drachme) である。その金價値は切下げられたがその減價が正式に認められたのは一九二八年五月十二日公布の法律に依つてである。價値切下げ前に於る金含有量は〇・二九〇三二グラムであつたが、切下げに依るドラクムの金含有量は純金〇・〇一九五二六三四グラムであり、從來の含有量の約十五分の一に相當する。

7) Art. 2. des statuts.
8) Art. 4. des statuts.
9) Art. 61. des statuts.
10) Art. 62. des statuts.
11) Art. 63. des statuts.

同法の規定によればギリシヤ銀行の業務開始は一九二八年五月十四日であり、この日以来同銀行は其定款の定むるところに従ひギリシヤ銀行總裁の定めた割合に於て其銀行券を金外國爲替手形と交換すべき義務を有するものである。尙ほこの規定からして定められたことは、第一には銀行が賣買すべき爲替はロンドン向爲替であるといふこと、第二は英國の磅の平價は金に依るドラクムに換算すると一磅三七五ドラクムに當ること、第三にはロンドン向爲替の賣買價格は、この平價に對してアテネよりロンドンに至る金の運送費即ち六・六七パーミル又は二・五ドラクムを加除せるものである。即ち磅について云へば、一磅三三二・五ドラクムの割で買ひ、三三七・五ドラクムで賣らなければならぬ。この意味に於てギリシヤは正に金爲替本位を採用したのである。

貨幣價值安定率として選定されたものは最近二年間に於る實際の爲替相場に近いものである。ロンドンに於る平均爲替相場は、一九二六年に於て三八六・五ド

ラクム、一九二七年に於て三六八・五ドラクム、新貨幣制度制定に先立つ四ヶ月間に於て二六九・五ドラクムであつた。この一國經濟に於て久しく採用された爲替水準を標準として決定せる割合は、少くもその事業にして健全なる限り、この安定率によつて重大なる影響を惹き起すとは考へられない。

已に述べた事情の下に決定されたドラクムの金價値を維持する爲に、ギリシヤ銀行は其發行銀行券をば金又は外國爲替手形に對して交換する。かくて約五十年に亘つて行はれたギリシヤの強制通用制度は廢止されるに至つたのである。この兌換を保護する爲にギリシヤ銀行は、銀行券の提示要求ある時は已に述べた割合に於て金又は金本位國宛の外國爲替手形を以て交換するの義務を有するものである。但し此の要求はアテネに於るギリシヤ銀行本店に對してのみ行はれるものであり、金額も一萬ドラクム以上に限られてゐる。¹⁰⁾

四

- 12) Art. 64. des statuts.
 13) Art. 3. des statuts.
 14) Art. 7. du decret-loi du gouvernement-hellénique en date du 10 novembre 1927. au sujet de la nouvelle "Banque de Grèce ..."
 15) Art. 11. du décret-loi en date du 10 novembre 1927.

次にギリシヤ銀行が業務開始の日に於る状態を示す

ためにその時に於る同銀行週報を掲げる。

第一表 ギリシヤ銀行週報(一九二八年五月十四日)¹⁶⁾

貸方	借方
金貨及金地金.....(單位百萬ドラクム) 八七六	拂込資本金.....(單位百萬ドラクム) 四〇〇
金外國爲替手形..... 三一、一九一	積立金.....
(定款第六十二條による)	一般積立金.....
其他の外國爲替手形..... 九	特別積立金.....
補助貨幣..... 九	流通紙幣..... 四、八六三
内國爲替手形及約束手形..... 四九	ドラクムによる其他一覽拂要求額.....
商業手形..... 四九	政府勘定..... 六、六六
大藏省證券.....	銀行勘定..... 九六四
貸付	其他勘定..... 八九一
ドラクムによる償還.....	銀行手形、一覽拂手形..... 二、五二二
政府.....	ドラクムによる定期預金.....
其他.....	政府勘定.....
外國爲替手形による償還.....	銀行勘定.....
國債..... 三、七五九	其他勘定.....
投資.....	外國爲替手形要求額..... 一一二
銀行不動産及什器.....	金外國爲替手形..... 一〇三
其他財産..... 四二	其他外國爲替手形..... 九
計..... 七、九二六	其他要求額..... 三〇
	計..... 七、九二六

16) Art. 5. des statuts.

17) Revue d'économie politique, No. 5. 42^e Année, pp. 1338-1339.

尙ほ一九二七年十月二十七日のジュネエヴ議定書附録の規定によれば、ギリシヤ國立銀行に依つて新銀行に引渡さるべき貸方に於る發券準備額は、ギリシヤ銀行がその業務開始の時に於て、其當日の流通銀行券額及一覽拂要求額の和に對し五〇パーセントを下らざるが如き額たるべきことを規定してゐる。この一覽拂要求額と流通銀行券額との和に對する金及金爲替手形額の準備割合をば前記貸借對照表によつて見るに次の通りである。¹⁸⁾

金……………八七六
(單位百萬ドラクム)

外國爲替手形差引額……………三、〇八七
貸方金外國爲替手形より借方金
外國爲替手形を差引るもの

計……………三、九六三

紙幣……………四、八六三

ドラクムに依る其他の一覽拂要求額……………二、五二一

計……………七、三八四

雜錄……………ギリシヤの新發券銀行に就いて

これによると流通銀行券額とドラクムに依る其他一覽拂要求額との和に對する準備額の割合は五三・六パーセントである。もし單に流通銀行券額のみに對する準備額の割合に至つては八一・五パーセントに達してゐる。

尙ほ業務開始以後同年十月に至るギリシヤ銀行週報の示す準備割合を擧ぐれば次の如くである。¹⁹⁾

年月日

流通紙幣額に對する準備(パーセント)
 流通紙幣額及支拂要求額に對する準備(パーセント)

一九二八年
 六月十五日……………七六・五……………五三・五

同六月三十日……………七五・〇……………五二・六

同七月十四日……………八四・八……………五二・四

同七月卅一日……………七三・五……………五一・八

同八月十五日……………六九・二……………五〇・五

同八月卅一日……………六七・八……………五〇・二

同九月十五日……………六七・五……………五一・二

同九月廿九日……………六八・一……………五二・五

同十月十五日……………七〇・三……………五三・一

第二十八卷……………七七七……………第五號……………一一一

18) Suprà, p. 1339.
 19) Suprà, p. 1340.

右割合に於て八月末迄繼續的に準備割合の減少せるは、元來ギリシヤに於ては九月末迄は外國爲替手形供給の少い時であり、換言すれば外國爲替に對する要求期であるといふ事實によるものである。何れにしてもその準備割合は五〇パーセントを超過してゐる。

上述の貸借對照表に於て國債は三、七五九・百萬ドラクムを示してゐる。この金額はギリシヤ國立銀行に對する舊國債四、一七三・百萬ドラクム中より左のもの控除せるものである。第一は國際聯盟の援助によりロンドンに於て一九二八年一月募集せる六・五〇〇百萬ポンドの公債からジュネヱヴ議定書附録第三に依つて認められた三・百萬ポンドに相當するドラクム額、第二は補助貨幣の發行準備として政府が預託せる銀價額、第三は一九二三年五月政府が銀行券發行準備としてギリシヤ國立銀行に預託せる金價額、第四は「XMB法による發券準備額これである。

此の控除は一九一五年及一九二〇年の法律に基き、金及びギリシヤ國立銀行がその發券準備として充用せ

るギリシヤ政府證券に對しては適用されなかつたのである。この準備額は八千三百萬金フランであり、貨幣價値安定に依る再評價によれば其間に於て千百萬ドラクムの利益を齎らすものである。従つてこゝに此準備及利益を中心としてギリシヤ政界並びに財界に於て激しい論争が行はれた。或者は先例並びに外國の例に倣ひ、此利益を政府のものとし銀行に對する政府債務の辨濟に充つべきであると説き、他の者は此準備はギリシヤ國立銀行の所有に屬し銀行は之を其資金に依つて獲得したものであるから従つて貨幣價値安定より生ずる利益はギリシヤ國立銀行に屬すべきものであることを主張してゐる。事實上に於ては一九二八年二月三日ギリシヤ國立銀行及ギリシヤ政府の間に協定を行つたのであるが、更に Venizelos 政府に至つて此協定は再調査の要ありと稱へられてゐる。

政府がギリシヤ銀行及ギリシヤ國立銀行に對する債務償還は次の如きものによつて行はれることに決定された。

一、ギリシヤ銀行業務開始後最初の二年間は年々二億ドラクム、其後は三億ドラクム。

二、補助貨幣鑄造に際し政府の收得する利益。

三、ギリシヤ國立銀行に依つて支拂はるべき對政府諸税及ギリシヤ銀行の利益に對し政府の分配に與るべき額。

上述の諸財源より生ずる總額は兩銀行間に於て、即ちギリシヤ銀行に對しては三分の二、ギリシヤ國立銀行に對しては三分の一の割合を以て夫々分配される。²⁰⁾

五

以上述べた如くギリシヤ銀行は、其定款の定むるところに依り、ギリシヤに對する貨幣及信用に關する統制を行ふ。この目的からして發券銀行の規定に於て一般に認めらるゝ方法の外に、次の如き特殊な方法が規定される。

一、ギリシヤ國立銀行は大藏省に對し當該月末後お

そくも十日以内に政府との協定によつて定められた形式に従ひ其勘定月表を提示すること。²¹⁾

二、政府はギリシヤ銀行に對して上述の諸表の寫しを交附し且各銀行に關する數字を示し上述諸表の概要を官報に掲載すること。²²⁾

三、ギリシヤ國立銀行はギリシヤ銀行に對して其勘定を開くこと、但し其毎日殘高は、ギリシヤ銀行の本支店を有する土地に於て、夫とドラクムに依る當座預金の七パーセントを下らざる額たるべきこと。此方法は其他の銀行に對しても擴張されると考へられてゐる。²³⁾

四、政府の銀行勘定及殘高は（公企業勘定も亦之に含まる）すべてギリシヤ銀行に對して開くこと。

五、政府は政府及公企業の收支勘定をギリシヤ銀行に集中すること。

此の集中は次の方法に依つて行はれる。

(イ) ギリシヤ銀行の創設と共に同銀行は此集中を行ふ。此際出納官吏は此の如き收支に屬する取扱ひに對

20) Art. 5. de la convention entre le gouvernement hellénique et la Banque nationale de Grèce.
21) et 22) Art. 8. de ladite convention.
23) Art. 7. de ladite convention.

して責任を有し會計検査院に對して其責に任ずるものである。

此改正の結果、出納官吏に依つて認められた收支は之をギリシヤ銀行に移し且つ國家のあらゆる財産をギリシヤ銀行に集中するものである。

(ロ)、此第一次の改正が行れた後に於て、豫算の實施に關係のない各種の國庫勘定は次第にギリシヤ銀行に移されるやうになる。此等の勘定中最も重要なものは、預金々庫勘定、特別金庫勘定、市町村預金勘定及各種交互計算勘定である。

此(ロ)の改正段階はギリシヤ銀行の創設後おそくも二年以内に於て行はれるやうである。此段階は大藏省勘定に於ては豫算の實施勘定のみを存せしめ、企業の性質其ものに從つて其實施の經過に伴ふ報告を發表せしめるものである。此の集中案は目下準備中であるが、必ず實施さるべきものである。²⁴⁾

惟ふに世界戰爭後、於るギリシヤの通貨の下落を示した足跡は、國勢貧弱なる國の迫るべき道を示せる一の模型である。そこには内亂外寇相續ける結果、國家財政の著しい涸渇につぐに、しかも陸續として小アジア方面より歸來せる避難者の救濟問題があつた。政府は此間歐洲諸國の例に倣ひ財政の整理緊縮よりも徒に通貨の膨脹を行つたことは、遂にギリシヤをして今日あらしめたものである。

今こゝに國際聯盟財政委員會の後援の下に、ギリシヤ銀行は從來のギリシヤ國立銀行を廢止して新に設立せられ、ドラクムの貨幣價值を安定してこの國難に善處したのである。その機構は Arthur Salter 卿も云ふ如く大體に於て最も近代的にして中央銀行を研究せんとする者にとつて極めて興味深きものであるといふべきである。

24) Revue d'économie politique. N^o. 5. 42^e Année. pp. 1342-43.

25) Suprà, p. 1334.